

令和2年第2回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月16日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時27分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

| | | | | |
|-----|-----|--------|-----|-------|
| 副議長 | 1番 | 井上久嗣君 | 2番 | 真保誠君 |
| | 3番 | 苔口千笑君 | 4番 | 村上緑一君 |
| | 5番 | 喜多武彦君 | 6番 | 西川剛君 |
| | 7番 | 十河剛志君 | 8番 | 佐藤正君 |
| | 9番 | 谷守君 | 10番 | 渡辺英次君 |
| | 11番 | 丹正臣君 | 12番 | 国忠崇史君 |
| | 13番 | 大西陽君 | 14番 | 谷口隆徳君 |
| | 15番 | 山居忠彰君 | 16番 | 遠山昭二君 |
| 議長 | 17番 | 松ヶ平哲幸君 | | |

出席説明員

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 牧野勇司君 | 副市長 | 相山佳則君 |
| 総務部長 | 中舘佳嗣君 | 市民自治部長 | 法邑和浩君 |
| 健康福祉部長 | 田中寿幸君 | 経済部長 | 井出俊博君 |
| 建設水道部長 | 千葉靖紀君 | 朝日支所長 | 武田泰和君 |

| | | | |
|----------------|-------|-----------------|-------|
| 教育委員会 教育委員長 | 中峰寿彰君 | 教育委員会 生涯学習部長 | 鴻野弘志君 |
|----------------|-------|-----------------|-------|

| | | | |
|--------------|-------|------------|-------|
| 病院事業 副管理者 | 三好信之君 | 市立病院 局長 | 加藤浩美君 |
|--------------|-------|------------|-------|

農業委員
会長

飛世 薫 君

農業委員
局長

藪中 晃 宏 君

監査委員

吉田 博 行 君

監査委員
局長

岡崎 忠 幸 君

事務局出席者

議事
局長

穴田 義 文 君

議事
局長

岡崎 浩 章 君

議事
副局長

前畑 美 香 君

議事
主任

駒井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い順次質問を許します。

9番 谷 守議員。

○9番（谷 守君）（登壇） 令和2年度第2回定例会に当たり、通告に従いまして一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。

1点目は、コロナ禍による支援策と新しい生活様式の実現に向けてというテーマでお聞きいたします。

政府は先月、新型コロナウイルス感染拡大を受けた追加経済対策のための2020年度第2次補正予算案を閣議決定、中小企業の家賃支援策やひとり親への給付金などの施策を柱として、6月12日までの成立を目指すとしており、同日可決成立しました。1次補正で1兆円とした自治体向けの地方創生臨時交付金は2兆円の増額となっております。今回の2次補正の位置づけについては、1次補正予算の拡充・継続であり、各自治体の実情に合った使い方が求められているところであります。1次補正予算の執行で改善・工夫すべき点が積み上げられているので、本市としても政府の2次補正予算成立後、速やかに市民に届けられるよう、しっかりと事前に準備している状況であると思います。

そこで、まずお伺いいたします。さきの1次補正で本市は宿泊業や交通事業者などを対象に事業継続応援事業やプレミアム付商品券事業などさまざまな支援策を講じてきましたが、それら行った事業の効果を含め、現状までの状況をどのように分析されているのか、まず御所見をお伺いしたいと思います。

次に、それらを踏まえた上で今回の2次補正の支援策ということになると思いますが、今の段階でどのようなメニューを考えておられるのか、あわせてお知らせいただきたいと思います。

次に、国民健康保険の保険税の減免策についてお聞きいたします。

本定例会初日に、これについての条例改正案と補正予算が上程され、可決されたところでありますが、今回はより詳しく理解するために質問するものであります。

自営業者や職場の健康保険に未加入のパート・アルバイトの人などが加入する国民健康保険の保険税が、新型コロナウイルス感染症の影響で前年より30%以上収入が下がった場合などを対象に、今回のコロナ禍の一連の支援策として保険税が免税されることとなりました。そこで、減免の対象になる年度の保険税や減免額の割合、その要件など、また、補正額を500万円と算出した根拠と周知方法なども含め、詳しくお知らせいただきたいと思います。

次に、新しい生活様式の実現に向けてということで質問いたします。

新型コロナウイルスへの対応に関して誰もが望んでいることは、ワクチンや治療薬を一日でも早く開発して利用できるようになることであると思えます。しかし、専門家の予想では、それは早くとも1年か一年半後とされ、対策が長丁場になることを覚悟しつつ、今回のウイルスの特徴を踏まえて、正しく恐れながら社会経済活動を徐々に前進していくことが肝要だと考えられています。そのために、政府の専門家会議が示した新しい生活様式、北海道スタイルもあるようですが、ここでは前者を採用して、感染防止の3つの基本、1、身体的距離の確保、2、マスクの着用、3、手洗いの3つを私たちの暮らしに根づかせていく必要があるようです。これは今まで新聞報道などで繰り返し周知されておりますが、あえて確認のため具体的な話をさせていただくと、人との間隔はできるだけ2メートル、最低でも飛沫が飛ばぬよう1メートル空ける、外出時や会話するときは症状がなくてもマスクをする、かつては症状がある人だけが着用すべきだとされていましたが、症状がなくても感染源になることが分かったため、現在は誰もがマスクを着用することが推奨されています。手洗いは小まめに、特に外出から帰宅した際は手洗いを心がけるなどが挙げられています。

そこで、これら感染予防における新しい生活様式の基本を参考にして、本市でも取り入れている対応策について、参考までに御紹介いただきたいと思います。

これまでのことを念頭に置き、次に、避難所等の運営のあり方などについてお聞きいたします。

6月1日より非常事態宣言が解除されたとはいえ、感染拡大が懸念される中、日本列島はこれから本格的な梅雨、そして台風シーズンを迎えます。災害発生に備えた新しい避難体制の構築、避難所の感染症対策は急務であります。そこで、本市についての新型コロナウイルスの感染リスクに対応した避難体制、避難所のあり方等についてお聞きいたします。

避難所では、消毒液など衛生用品の準備を初め、密閉・密集・密接の3密を防ぐため、間仕切りや段ボールベッドなどを設けて住民間の距離を確保するなど、今までと違った新たな対応が求められることとなります。加えて、避難所を分散するため、公的施設のほか、ホテルや旅館の受け入れを含め、開設できる避難所を増やすことなどが必要だと指摘されています。政府はマスクや段ボールベッドなどの物資や資材を避難所に備蓄する際に係る経費について、今回の地方創生臨時交付金を活用できると示しておりますが、本市でのこれらの対応策、今後の取り組みを地域防災計画などに盛り込んでいくのかも含め、お聞きするところです。

最後に、水道料金の減免、事業用を除く家事用と福祉用の基本料金の減免についてです。

先ほどの感染予防の3つ目の手洗いをさらにつけ加えると、手洗いは小まめに30秒程度かけて流水と石けんで丁寧に洗うことが推奨されております。したがって、これを実践していく上では、今まで以上、各家庭において、コロナ禍が叫ばれる以前よりは間違いなく水道水を多く利用していることが予想される場所でもあります。ゆえに、このウイルスに立ち向かっていくため、効果があるとされる有効策を行政としても後ろ盾し、さらに市民に習慣づけしていくために減免策を提案するものであります。加えて、本市の厳しい水道事業会計の状況を理解しつつ、各家庭の全てに行き渡る策として、公平性も保たれることから取り上げる場所です。ちなみに、本市の基本料金は、1カ月で家事用1,002円、福祉用700円、契約件数が、家事用で6,610件、福祉用が1,124件、いずれも3月末であります。1カ月総額では約740万円程度となります。

以上、市長がふだんからお話しされている行政職員の知恵をそれぞれの中で最大限に発揮していただき、コロナ禍のでき得る限りの本市独自の対応施策を打っていただくことを切に期待し、答弁を求め、1点目の質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷議員の御質問にお答えいたします。

我が国においては、政府の緊急事態宣言の解除後も、東京都や北九州市において感染者数が増加しており、北海道においては一部地域を除いて落ち着きを見せていますが、新しい生活様式などの実践による拡大防止と、長期化による新型コロナウイルス感染症との共生に向けた取り組みが求められており、引き続き警戒感を持って臨機応変な対応に努めている場所です。

一方、国の経済においても、企業業績や雇用環境の悪化など、先行きが見通せない状況の中、内閣府の2020年1月から3月期の国内総生産、GDP速報値では年率換算で3.4%の減となり、戦後最悪とされたリーマンショック後を上回る危機に直面しています。

本市においても、飲食業やホテル、地域公共交通事業者を中心に大きな影響を受けている状況から、4月には国の1次補正予算の閣議決定後、速やかに感染予防対策や特別定額給付金など、市民生活に関連する施策を緊急対応第1弾として第1回臨時会で補正し、5月には経済的な影響が大きい業種に対する支援策として、急を要する飲食事業者に対する事業継続応援金事業などを第2弾として専決処分を実施しました。地域経済の回復に向けた対応や市民生活の支援策などに向けた第3弾については、事業継続を目指す地域公共交通事業者、宿泊業者に対する事業継続応援金などを5月の第2回臨時会で補正したのに加え、学校の臨時休業や緊急時における子供たちの学びを守る環境整備を図るGIGAスクール構想に関連した諸事業などについて、本定例会初日に可決をいただいた場所です。

そこで、御質問の国の第1次補正予算に関連する主な事業の効果と分析についてです。

まず、さほっちタクシーデリバリー事業については、タクシー会社への宅配業務委託料など34万9,000円、協力店舗の売り上げは約37万2,000円となりました。緊急事態宣言が発令され、

外出が制限されている中で、感染症対策による貨物運送の特例を活用し、温かい食事の提供やタクシー会社協力店舗の減収対策につながったことなど、一定の効果があつたものと存じます。

事業継続応援金事業については、6月15日現在、想定事業数208件に対して約6割の128事業者に4,757万円の支給を完了しています。本事業は、北海道の感染拡大防止のため実施した休業要請により経済的影響を大きく受けた飲食店事業者や宿泊事業者、地域公共交通事業者、さらには北海道の支援金対象外であつた食品販売業、製造業事業者にも拡大し実施したところですが、市内事業者からは速やかな応援金の給付や迅速かつ丁寧な対応に対する感謝の言葉が多く寄せられていることから、大きな成果があつたものと確信しているところです。

また、夜間緊急外来送迎事業については、2回の送迎の実績があり、地域活性化プレミアム付商品券については、発行主体となる実行委員会を立ち上げ、8月の発行に向けた準備を鋭意進めているところです。

なお、市内における経済効果額の把握などについては、事業完了後に適宜分析してまいります。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策は、感染症拡大の収束に向けた緊急支援フェーズと、収束後の社会生活、経済活動の反転攻勢策に向けた回復フェーズの2つの段階に向けて臨機応変に、かつ果敢に対応するとしています。先週成立した国の第2次補正予算は、家賃支援給付金の創設や雇用助成金の拡充など、緊急経済対策に基づく1次補正予算を強化する内容になっており、お話にあつた地方創生臨時交付金についても2兆円が追加補正されました。増額となる臨時交付金の本市配分上限額及び交付要領などについてはまだ国から示されていませんが、今後の感染症対策については、この臨時交付金を含め国の2次補正予算を最大限活用してまいります。

本市の対応、対策としては、さらに継続した支援が必要と考えており、本市の実情を踏まえ、事業継続や雇用維持などの対応策を強化するほか、収束には長期化する状況が見込まれることから、新しい生活様式などへの対応に向けた取り組みを速やかに実施してまいります。

具体的には、児童扶養手当を受給するひとり親世帯に対する追加給付など、国の2次補正予算と歩調を合わせた事業への対応や、地域事業者の実態を踏まえた継続拡大が必要な支援策、市立病院においては、検査機器の納入にかなりの時間を要することや導入後における安定的な検査試薬の供給について課題も残されていますが、PCR検査機の導入など迅速な対応が求められる取り組みの本定例会最終日の提案に向けて鋭意検討してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君）（登壇） 私から国保税の減免策について答弁申し上げます。

今回の減免は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯などに対し、国の基準に基づき実施するもので、減免の対象となる保険税は令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税が対象となります。対象となる世帯は、主た

る生計維持者の死亡や重篤な症状を負った世帯か主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯のいずれかに該当する世帯です。また、収入減少に該当する要件については、1つ目に、主たる生計維持者の令和元年分の収入と令和2年分の収入見込みを比較し、事業、給与、不動産、山林収入のうちいずれかの収入が3割以上減少する見込みであること、2つ目に、主たる生計維持者の令和元年分の合計所得金額が1,000万円以下であること、3つ目に、減少が見込まれる収入に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下であること、この3つの全てを満たすことが要件となっています。減免の割合は、主たる生計維持者の令和元年分の合計所得金額に応じ、2割から10割の間で5段階の減免割合が設定されています。減免額の算定は主たる生計維持者の死亡等の場合は保険税の全額、収入減少の場合は課税された保険税の額に世帯の被保険者全員の合計所得金額に占める減少が見込まれる収入に係る所得の割合を乗じたものが減免対象保険税額となり、これに減免の割合を乗じた金額となります。

次に、本定例会初日に可決された減免に係る補正額500万円についてです。

今回の減免は、令和2年2月1日以降に納期限が設定されている令和元年度分の保険税についても適用となることから、納付済の保険税について減免対象となった場合、還付が発生することになり、これに要する費用として計上したものです。積算については、2月末が納期限となっている第8期の課税世帯が1,844世帯、税額で約3,700万円あり、そのうち感染症の影響が大きいと想定される営業所得のある223世帯を減免対象と見込み、減免割合等に乗じて算出したところです。制度の周知については、既にホームページへの掲載や窓口にチラシを設置しており、7月には広報紙への掲載のほか、令和2年度分の納税通知書にチラシを同封するなど、周知徹底を図ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、新しい生活様式の実現に向けた取り組みと、避難所等の運営、水道基本料金の減免についてお答え申し上げます。

本市で取り入れている新しい生活様式の基本を参考とした対応策については、本庁舎を初めとする各施設において、入り口などへの手指用消毒液の設置や窓口職員のマスク着用、ビニールカーテンの設置のほか、定期的な換気や消毒、さらには会議等での配席の工夫やトイレのエアータオルの使用中止などの感染防止に向けた基本的な対策として講じております。子ども・子育て関連の施設では、朝晩の検温、体調観察、一方向を向いての食事や席の配置の工夫のほか、発熱やせきなどの症状がある場合の利用を控えていただくなどの協力をお願いしており、また、文化センターにおいては、換気と消毒のため、貸室利用時間の間隔を空けるなどの措置やトイレのエアータオルをペーパータオルに変更するなど、各施設の特性に合わせたさまざまな取り組みを行っているところです。今後は、ホームページに加え、広報紙等での市民周知にも努め、新しい生活様式の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

そこで、避難所等の運営についてであります。災害時の避難所は集団生活により感染症が

広がりやすい環境にあることから、その運営についてはマスクの着用や消毒液の配備、30分に1回程度の換気や避難者の配置の工夫などはもとより、発熱等の症状がある方を特定し、一般の避難者と分けるため、受付時の健康状態等の聞き取りに加え、非接触型の体温計による検温のほか、屋内テントや間仕切りの使用などにより十分な避難スペースを確保する必要があります。こうした対策を講じる上では、避難所のみならずさまざまな避難先を含めた検討が求められることから、障害者や高齢者などの要支援者等の避難も想定し、福祉避難所として協定を締結している市内ホテル等への協力要請のほか、これら感染防止対策について現在策定中の避難所運営マニュアルへしっかりと位置づけする中で、避難所体制構築に取り組んでまいります。

災害の警戒レベルに応じた避難行動については、内閣府からの通知で見直しされ、レベル4については、全員避難から危険な場所から全員避難へと変更されました。こうした点を踏まえつつ、感染拡大を恐れ、避難をちゅうちょすることがないように、災害の種類、規模に応じて自宅避難、親戚や友人の家への避難などの選択も含め、自ら考え行動することが重要であることや、自助として最低3日分の食料を初め、マスクや石けん、消毒液など衛生用品の備蓄についての市民周知を図ってまいります。

今後の取り組みについては、避難所運営における感染防止対策に必要な背の高い間仕切り、消毒液やビニール製防護服などの資機材等について地方創生臨時交付金を活用し備蓄していくとともに、避難所開設を担当する職員に対する感染防御の教育も含め、感染防止対策を進めてまいります。

次に、水道基本料金の減免についてです。

議員お話のとおり、水道事業会計は人口減少などによる料金収納の減少や、老朽化する施設維持費用の増加などの影響により厳しい経営状況であり、水道事業会計としての独自減免は難しいところであります。また、コロナ禍対策の臨時交付金を財源とする減免も考慮したところでありますが、コロナ禍の影響で経済的に困窮した市民や事業継続を対象とする支援策を優先的に検討しており、限られた財源を有効に活用するため、影響を受けていない水道利用者も対象となる基本料金の一律減免は目的と効果から、その優先度は高くないものと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○9番（谷 守君）（登壇） 2点目は、学校教育と合宿関連の対策についてお聞きいたします。

本市の昨年度の合宿の実績は、大会参加を含めスポーツ・文化を合わせて508団体、延べ2万2,205人であり、このうちスポーツ合宿では前年度に比べ49団体、3,560人減少の438団体、延べ2万663人の受け入れ結果だったことが初日の行政報告でありました。減少の要因としては、2月、3月と2カ月間新型コロナウイルスの影響で受け入れができなかったことが挙げられておりました。2020年の目玉であった東京オリンピック・パラリンピックが早々にも来年に延期することが決まり、本市でも伝統あるハーフマラソンなどが既に中止の決定をしているところです。今般のコロナ禍における外出自粛、各種イベント等の中止の影響により、これから

本格化してくるであろう夏合宿の中止や延期等が予想される中、本市への影響が心配されますが、どうなのでしょう。今後、第2波、第3波への備えも考慮しながら、なかなか先が見えない状況ではありますが、現在把握している合宿関連企業や団体の状況や情報、受け入れ宿泊先への対応等も含め、今後の取り組みについてコメントをいただきたいと思います。

次に、今年度取りやめになった事業です。

ハーフマラソンなど合宿関連にかかわらず、教育委員会関連の事業で現在まで取りやめとなった事業は、事業件数、事業額の総数でどの程度あるのでしょうか。

私は、これら新型コロナウイルスの感染影響により見送った事業であることから、当初から組んでいたそれぞれの予算は単に執行残とするのではなく、減額補正の対応にてコロナ禍の種々支援策に当て込むべきと考えますが、いかがでありましょうか。

教育委員会のみならず、このような事業見送りは他の部署の予算組みにも登場してきますので、ここで総合的な考え方を求めたいと思います。

最後に、G I G Aスクール構想です。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で休校していた小・中・高校などがいよいよ今月から全道で再開されることとなりました。学校再開に向け、これまでの取り組みや再開後の取り組み方、生徒への心のケアなど、その他たくさんお聞きしたいところですが、私のほうからはG I G Aスクール構想の実現に向けてということで、その取り組み方についてお聞きいたします。

G I G Aスクール構想は、周知のとおり、全国の小・中学生1人にパソコンやタブレット端末を1台確保し、学校内に高速・大容量の通信ネットワークを構築する計画であります。新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休校に伴い、パソコンなどの情報通信技術I C Tを活用したオンライン学習が注目される一方で、そうした機器や通信環境を持たない家庭への対応が課題となり、子供たちの学びを保障するため、政府は当初4年間の計画を前倒しし、本年度第1次補正予算に関連経費が計上され、今年度内に実施する運びとなったところです。

そこで、本市においても本定例会にこれに係る補正予算、総額1億194万3,000円が上程され、可決されたところですが、まず、この予算額の内訳について再度確認したいと思いますので、その説明をお願いいたします。

次に、これを実用化するため、今後どのように進めていくかということです。当初4年間で仕上げる事業を今年度内に全国的に一気に進めていこうというものであります。急にということもありますし、ハード、ソフト、指導体制の充実など、これに向かう本市の取り組み策はこれからどうされるのか、整備時期等の見込みも含め、お知らせいただきたいと思います。

時代は既に超高速の情報社会に入っています。経済協力開発機構、O E C Dの中で日本の子供が学習でI C Tを使う時間は加盟国中最下位とのことであります。本市全域でのオンライン授業の実現には光回線の環境整備の課題があり、その整備には多額の整備費がかかるなど、課題が多いところであります。しかし、そうであるならば、例えば未整備地区にはL T E回線データ量を無制限で使用できるよう国に要請するとか、本市で回線使用料の助成策を講じるか、

考えるべきと思います。子供の未来にどれだけ投資するかは我々にかかっております。本市には今まで以上にこのことに対する予算づけの意識を高めていただくことを希望し、これまでの点について答弁を求め、2点目の質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、私から新型コロナウイルス感染症の影響により延期、中止となった事業と、今後における予算の対応について、総体的な考え方を答弁申し上げ、コロナ禍による合宿関連の影響と今後の取り組みについて及び教育委員会所管事業の中止、延期事業の状況、GIGAスクール構想については教育委員会から御答弁申し上げます。

道内における新型コロナウイルス感染者数の増加から、本市においてもピヒカラ樹氷歩くスキー大会を初め、土別ハーフマラソン大会、天塩川まつりなど、市内におけるさまざまなイベントの中止、延期や小・中学校の休業、いきいき健康センターなど公共施設の休館といった事態となりました。そのため、今年度においても多くの事業で計画に変更が生じており、現時点における事業の中止、延期などによる影響額は3,000万円程度になるものと見込んでおります。

今後の感染症対策に関する補正予算編成に当たっては、事業の見直しや地方交付税の算定状況、地方消費税交付金など、経済情勢に左右される歳入の影響額なども含めて総合的に勘案し、減額補正などについては第3回定例会において対応してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、この感染症による合宿への影響と、中止になった教育委員会所管事業についてお答えいたします。

例年夏のスポーツ合宿は6月から始まり、陸上競技やスキージャンプ、ウエイトリフティングなど、多くの合宿者が本市を訪れています。今年はハーフマラソン大会を中止したことから、この大会に連動した合宿はなくなりましたが、7月4日に開催するホクレン・ディスタンスチャレンジ大会への出場とトレーニングを中心とした合宿は実施予定となっており、各チームから市内ホテル、旅館への宿泊の予約が入っています。また、緊急事態宣言が解除となり、新しい生活様式の定着を前提に、都道府県間の往来や施設の使用制限などが徐々に緩和されてきた中で、各チームとも練習環境の整った本市での合宿を強く希望されているところですが、チームが所属する会社側では今月末までの活動自粛を求めているところもあるようです。こうした中で、各競技の主要な大会も数多く中止や延期となり、合宿や日常のトレーニングに苦慮している国内の実業団や大学のチームに対して、先般、市長と合宿の里士別推進協議会会長の連名で信書を送り、本市としての合宿受け入れに向けた準備や歓迎の気持ちを伝えたところです。今後の合宿受け入れに当たっては、土別旅館業組合で定める感染症対策の申し合わせ事項を初め、合宿を行う上での一定のルールを各チームと本市との双方で確認するとともに、新しい生活様式に基づく行動を意識した合宿の里づくりを進めていきます。

次に、感染症に伴って取りやめになった教育委員会所管事業の件数と事業額についてです。

5月31日現在で申し上げますと、スポーツイベントではハーフマラソンなど5件で、総額は744万9,000円です。社会教育関係の事業では、わんぱくフェスティバルなど7件、70万1,000円となります。また、このほか付随する経費等で230万4,000円となるところであり、総額では1,000万円を超えるものとなっています。

なお、今後の事業においても中止しなければならない場合もあり得ることから、さらに金額が増えることも想定しているところです。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君）（登壇） 私からは、G I G Aスクール構想への対応についてお答えいたします。

本定例会初日の補正予算で計上した内訳としては、大きく6事業に区分しており、それぞれの事業概要は提案説明で申し上げたとおりですが、公立学校情報機器整備事業では、児童・生徒1人1台の端末の整備を行い、その整備台数は、市街地4校はW i - F iモデルを1,019台、農村部6校はモバイル回線のL T Eモデルとして147台を整備し、合計1,166台とし、このうち82台は学級分の教員用としています。

次に、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業では、土別小学校の無線L A N設備の一部追加、そのほかの市街地3校のネットワーク環境の設定変更、各小・中学校に端末充電用キャビネットの設置と一部電源工事などを行います。これらの財源のうち、特定財源では国の補助金が1人1台の端末整備分として3,155万8,000円、ネットワーク設備工事分として784万6,000円、貸出用L T E通信機器の整備分として169万円、G I G Aスクールサポーターの配置分として287万5,000円を計上しています。また、ネットワーク設備工事分の地方債として1,450万円を計上しています。

今後のスケジュールとしては、年内にネットワーク設備工事を実施し、充電用キャビネットの設置を行う予定です。また、工期として4カ月程度を想定しており、休日や授業終了後など学習活動に影響しないよう配慮しながら作業を行う予定です。L T Eについては、通信速度試験を行った結果、授業での活用には支障がないと考えており、光回線の整備については、I C T環境づくりのための基幹インフラであることから、市長会や都市教育長会を通じて要望することや関係省庁からの情報収集を進めます。

G I G Aスクール構想での整備は今年度限りの予定となりますが、学校、教職員と連携し、現場の意見を反映しながらプログラミング教育はもとより、さまざまな形のI C T活用方法を検討し、今後も教材や機材整備などI C Tを活用した教育環境づくりを一步ずつ進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 13番 大西 陽議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） 通告のとおり一般質問を行います。

先ほどの谷 守議員の質問と少し重なる内容もありますが、改めてお聞きすることになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、本年度策定を予定している財政健全化実行計画について伺います。

少子高齢化や人口減少で地方自治体を取り巻く環境が変わってきている状況から、住民の意識や価値観も多様化・複雑化しており、市民ニーズに的確に応えて、質の高い行政サービスを維持・向上させていくためには、当然住民1人当たりの行政コストが増大することになることから、安定した財政基盤の確立に向けた着実な取り組みを進めることが課題であります。

そこで、本市の財政状況は、平成29年度決算では1,392万円の黒字決算となりましたが、財政調整基金から3億4,000万円の繰り入れがあり、前年度繰越金を加味した実質的な収支は5億283万1,000円の赤字決算でございました。平成30年も1,109万5,000円の黒字決算でしたが、同じく財政調整基金から3億円の繰り入れがありましたので、前年度と同様の考え方で、実質的な収支は2億9,582万5,000円の赤字決算となっております。令和2年度の当初予算においても、財政調整基金から2億2,000万円の繰り入れを見込み、さらに一定程度の財政調整基金残高を留保するためには財源確保が困難との判断から、9年ぶりに除雪対策費の計上を先送りいたしました。このまま推移すると令和3年度の当初予算編成時点で、財源不足により歳入欠陥補填収入を計上して実質赤字予算を組まざるを得なくなり、さらに令和4年度には赤字決算に転じる可能性があるとされております。財政調整基金は歳入不足を補うものと理解をしておりますが、本来の目的は、経済事情の変動等による減収、災害により生じる予期せぬ支出等に充てるためとされており、この状況が続くと総合計画の前期実行計画期間満了の令和3年度末の財政調整基金残高が推計で約5億円になるという厳しい内容であります。

次に、財政構造の弾力性を判断するための指標となる経常収支比率は、総務省の指針で70%から80%が望ましいとされており、これも6月13日付の北海道新聞の記事で道内市町村の2018年度決算で平均92.3%と過去30年で最悪になったと報じられておりました。

本市の平成29年度決算での経常収支比率は99.4%で、主な内訳として、人件費が21.4%、物件費で17.5%、維持補修費6.2%、扶助費7.2%、補助費等で13.9%、公債費で20.8%となっております。平成30年度では98.3%で、内訳は人件費21.7%、物件費が18.2%、維持補修費で5.3%、扶助費7.0%、補助費等で13.4%、公債費が20.4%でありました。参考までに平成30年度末の数値を類似団体と比較してみると、経常収支比率は本市が5.3%高くなっていますが、内訳では人件費が2.7%、扶助費で2.1%本市が低くなっております。逆に、物件費が4.6%、維持補修費で3.8%本市が高くなっております。物件費、維持補修費が類似団体より高くなっているのは、一部公共施設の老朽化が進んでいること、さまざまな要因によって施設の集約に限界があることなどが考えられます。また、人件費の占める割合は本市のほうが低い状況にあります。

改めて申し上げますと、組織は人なりと言われております。今後、人件費の見直しの検討に当

たっては、職員の士気とあわせて、将来にわたって優秀な人材確保のためにも慎重な対応が必要と考えます。厳しい財政状況を踏まえて、本年度の第1回定例会で市長は、持続可能な財政基盤をしっかりと作り上げることを基本として、本年度に2021年から2025年までの5カ年を計画期間とした財政健全化実行計画を策定することを明らかにして、その基本的な考え方を示されました。

改めて、計画策定方針の概要をお聞きします。目標数値や行動計画等の検討を含めた策定プロセスの進め方と財政収支予測の基本となる主要な前提条件及び現在財政運営の指針としている行財政運営戦略との関係についてお伺いをして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

令和元年度の出納については5月末をもって閉鎖し、現時点での決算の見込みでは、財政調整基金を1億5,000万円取り崩した上で、繰り越し財源を除いた実質収支は約1,600万円となりました。令和元年度の予算においては、実質的な収支不足が9億円あり、財政調整基金5億円と合併特例振興基金4億円で収支の均衡を図っておりましたが、令和元年度決算としては実質的な収支不足は約3億9,000万円となったことから、現在の新型コロナウイルス感染症に関する影響の不透明さや本市の財政状況を総合的に勘案し、財政調整基金1億5,000万円、合併特例振興基金2億5,000万円、合わせて4億円を取り崩したところです。決算における財政調整基金の取り崩しは3年連続で、実質的な単年度収支はマイナス4億1,600万円となり、昨年度と比べて約1億2,000万円悪化しました。なお、取り崩しによる財政調整基金の5月末時点での残高は約10億2,200万円となりました。現在の収支不足額で推移した場合、出納閉鎖時点での財政調整基金残高は、令和2年度末で約6億円、令和3年度末で2億円程度となり、お話にもありましたが、令和2年第1回定例会大綱質疑で、谷議員、井上議員にお答えしたとおり、令和3年度の予算で赤字予算、令和4年度決算において赤字決算となる可能性があります。

また、本市の財政状況は、お話にもありましたが、経常収支比率が極めて高い状況にあり、令和元年度の地方財政状況調査は現在作業中ではありますが、引き続き厳しい収支となるものと見込んでいます。類似団体との比較についてもお話のあったとおりですが、平成30年度決算での住民1人当たりのコストとしては、人件費及び物件費、維持管理費、扶助費等が類似団体平均と比べて高い状況にあり、御指摘にありましたとおり、本市は2度の合併により、膨大な行政面積をカバーする道路や水道、下水道といったインフラや公共交通施設があることから、そういった施設維持管理の費用負担も要因の一つであると考えています。義務的経費については、扶助費は類似団体平均より低い数値ではありますが、公債費は令和4年度がピークとなることから、今後において上昇していくものと見込んでいます。人件費については、性質別構成比率について、類似団体と比べ低くなっていますが、長期的な視点で人件費の適正な管理を進めていく必要があります。これまでも財政の見通しの中で御説明してきたとおり、本市財政状況は、人口減少や合併算定替期間の満了から、市税や地方交付税といった一般財源が減少してい

く一方で経常的経費が増嵩し、財政状況を逼迫してきている状況があります。

こうした状況を受け、第1回定例会大綱質疑において、職員数の適正化、市立病院の経営規模の適正化、公共施設のあり方の最適化、包括発注の具現化、民間活力の導入の実施を大きな柱とする令和3年度から令和7年度までの5カ年間の財政健全化実行計画の策定についてお示ししたところです。

実行計画においては、安心して安全に生活できる市民サービスの継続的な提供と、まちづくり総合計画の着実な実施に関する財源の確保、災害など有事における財政調整基金の確保などを目指してまいりたいと考えています。

具体的な対応策としては、定員適正化計画に基づく職員数の適正化、各会計の経営戦略、改革プランとの整合性を持った繰出金の適正化、公共施設マネジメント計画に基づく公共施設の再編、積極的な指定管理者制度、民間委託の導入、包括発注の具現化などを想定しています。

この間のコロナ禍により、策定作業の進捗に遅れが出てはいますが、各種数値目標、作成プロセスについては、令和元年度決算を含めたこれまでの傾向を踏まえた財政推計をもとに、今後の市税や地方交付税の動向など、財政状況を慎重に分析し、目標となる数値を含めた素案をまとめ、予定どおり8月を目途にお示ししたいと考えています。

これまで実施してきた行財政運営戦略と、財政健全化実行計画との関係性についてですが、どちらも最上位計画であるまちづくり総合計画に基づく政策課題という目的を達成するため、その手段となる財源を確保するための取り組みを示すものですが、戦略は総合計画の着実な推進を図ることに重点を置き、健全化実行計画は将来にわたる持続可能な財政基盤の確立を優先させるものです。こうしたことから、戦略での取り組みを踏まえて、さらに実行計画の数値目標を達成することで財政の健全化を図っていく考えです。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） 次の質問は、新型コロナウイルスによる市内経済及び本市財政に対する影響についてであります。

今、新型という未知のコロナウイルスが日本だけではなく世界中に蔓延していて、とうとい命が失われており、多くの感染症患者の方々は今なお苦しみながらも医療機関による懸命な治療を受けておりますので、一日も早く回復されることを願うものであります。

生活環境が大きく変化している中で、いまだ収束の兆しが見えず、不安な日々を過ごしておりますが、その病態の解明に向けた研究が進んでおり、世界各国で新型コロナウイルスに有効な治療薬とワクチンの開発に取り組んでいることから、そう遠くない時期にこのウイルスとの闘いに勝てる日が来ると確信をしております。それまで一人一人が家庭や学校、職場などで徹底した感染症予防対策に努めていくことが大切であります。

今回の新型コロナウイルス禍で国及び北海道による緊急事態宣言に基づく自粛要請で経済活動の制限により、企業や個人事業者は収入が大きく減少するなどの影響を受けております。そ

の影響額は2008年に世界規模の金融危機が発生したリーマンショックを超えるものだとされており、政府は5月25日に対策本部を開き、新型コロナウイルスに関する緊急事態の解除宣言を行いました。感染のリスクがなくなったわけではなく、引き続き感染拡大防止対策とあわせて社会経済活動の両立を図ることになります。

そこで、本市の現状について伺います。

最初に、業種別の影響額と、その影響額を国と北海道及び本市の独自支援策によってどの程度補えるのか。

次に、新型コロナウイルスは、収束までにまだ一定の期間が必要とされておりますので、継続した支援の必要性とその考え方について改めて伺いたします。

また、勤務先のやむを得ない休業や業績不振を理由に解雇や一時帰休及び雇い止めで従業員の収入が減少したなどの雇用実態と、その対策について。

最後に、現時点で想定される本市の財政に対する影響をお聞きして、この質問を終わります。
(降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、市内の業種別影響額についてです。

士別商工会議所の景気動向調査報告では、小売業、大型店、サービス業においては、前年同月比で売り上げ減少と報告されております。また、現在実施している事業継続応援金事業の対象業種においても売り上げの減少や業況が悪化していることは把握しているものの、同じ業種でも営業形態の違いなどにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けない事業所などもありますことから、影響額は事業所によってさまざまではありますが、事業継続応援金事業の申請確認においては、前年売り上げとの対比において、飲食業では約6割、公共交通事業では約5割、宿泊業においては約7割減少していることが確認できております。

また、国や自治体の支援策についてどの程度補えるかといったことについてですが、国の支援策で主なものを例に挙げますと、まず持続化給付金があります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により一月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者が対象で、中小法人等で200万円、個人事業者で100万円が限度額とされております。このほか、北海道の支援策としては、休業協力・感染リスク低減支援金があり、休業要請を受けた施設を休業する法人で30万円、個人事業者で20万円、休業する施設に該当しない酒類を提供する飲食店において、酒類の提供時間の短縮を行う事業者には10万円が支給されるものです。また、本市では、独自支援策として飲食店事業者、食品販売事業者、食品製造事業者、宿泊事業者、公共交通事業者に対して、それぞれ応援金を支給しております。

これらの支援策が対象となる事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと言われていた飲食店の個人事業者を例にとりて申し上げますと、国から100万円、北海道から20万円、市から30万円を受給した場合、合計支給額が150万円になります。市の聞き取り調査において

は、一月の固定経費の平均額が約15万円でありましたから、150万円の支給はその10カ月分に当たると考えております。また、ホテル事業者においては、人件費を除く固定経費が一月平均約1,000万円、公共交通事業者では約600万円かかるとされておりますが、今回の各支援策にて国から200万円、北海道から30万円、市から約200万円を受給した場合、合計支給額はおよそ430万円となります。

次に、継続した支援とその考え方についてです。

国では、新型コロナウイルス感染拡大に対する第2次補正予算が成立し、休業などで収入が減った店の家賃支払いを支えるための施策や休業手当の一部を補助する雇用調整助成金の日額上限を引き上げる施策、地域医療の継続を確保するための支援などが挙げられております。これらの支援策は4月の1次補正予算からの拡充として挙げられているものであり、新型コロナウイルス感染対策の長期化を想定しているものとされております。本市においては、第2弾の支援策に続くものとして、事業継続応援金の対象事業者の拡大などを現在検討しているところであります。また、継続した支援策は、経済活動の回復のためには必要不可欠であり、国が実施するG o T oキャンペーンや道が実施する道民割などの取り組みなどとあわせて、本市においてはチケット応援事業やプレミアム付商品券発行事業の実施を予定し、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図るV字回復フェーズにおける取り組みを行ってまいります。今後も、国や道の追加支援策の取り組み内容等を注視し、さらなる支援策等について関係機関などと協議を進めてまいります。

次に、解雇や雇い止めなどの雇用実態とその対策についてです。

ハローワークでの市内事業所の雇用実態確認では、新型コロナウイルス感染症における影響はあるが、解雇や雇い止めの相談等はなく、そのような実態もないと確認しているというお話がございました。また、市が行った事業者への聞き取りでは、一度解雇した従業員を雇い戻すことは難しいこともありますことから、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用に雇用調整助成金を活用することで従業員の確保に努めているという実態を確認しております。これらの雇用維持に関する対策の活用については、事業主負担も大きく、事業所の継続に大きく関わる内容でもございますので、本市における市民生活の維持や市の大きな政策である合宿と観光にとって必要不可欠である公共交通や宿泊といった事業所の状況把握にも努め、今後の支援策について検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、緊急事態宣言などを受けて中止、延期となった市及び関係団体事業や新型コロナ感染対策に関連する新規事業に伴う財政への影響についてです。

先ほど谷議員にお答えしたとおりであります。市内においても多くのイベントや事業が中止または延期されている状況があります。その一方で、当初予算において予測できなかった多くの感染症対策事業を緊急対策として補正予算を計上してきたところでもあります。感染症拡大防止に向けた取り組みについては、引き続き警戒感を持ち、臨機応変に対応する必要がありますが、今後の各種事業の動向については先行きが不透明な状況でありますので、現時点にお

いて本市財政への具体的な影響をお示しすることは困難な状況でもございますけれども、今後必要とされる対策については、国の補正や経済対策を注視する中で財源を活用しつつ実施してまいりたいと考えております。

また、歳入についても、具体的な積算は困難でありますけれども、地方揮発油譲与税や自動車重量譲与税、地方消費税交付金など、消費により変動が生ずる交付金については影響が生じる可能性はあるものと考えております。市税収入について、市税徴収猶予に伴い大きな歳入欠陥が生じる場合については、新たに創設された徴収猶予特例債を活用するなど、できる限り財政運営に影響が生じないように、今後とも努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） 1点、確認を含めてお聞きしたいと思うんですが、今、本年度の本市財政に対する影響について項目をお聞きしました。恐らく令和3年度についてもこの要因で、例えば税収も含めて影響が出てくるんだと思います。具体的な金額は無理だと思うんですが、どういうことが翌年に向けて影響を受けるのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 大西議員の再質問にお答えします。

今回のコロナの影響によります減収の見込みといたしましては、例えば税で申し上げますと、今回の政策的な減税として資産税の事業用の資産等の制度ができました。こういった部分につきましては、実質は来年度の賦課ということになりますので、そうした減収に対する影響については国が全額補填すると。これは償却資産ですとか事業用家屋に限ってということになりますが、そういった政策が実施されております。

また、市民税につきましても、今御指摘がありました徴収猶予をすることによりまして、実質その分の今年度収入が減りますので、それは特例的な徴収猶予特例債を使って補填すると。結果的にその分が翌年度に収入として入ってくるということが見込めますので、そういった部分での平準化といいますか、そうした対策が図られているということになります。

このほか、大きな影響が予想されるものとしていたしましては、税でも法人税割といった企業に対する税金があります。こうした部分につきましては、実質的な法人税割の賦課の部分については減収補填債、これはこれまでもあった制度ですが、そういったものを大きな影響がある自治体については借り入れをして、その減収補填を図ることがありますし、その分は返済が必要なわけですが、実質的な返済については、交付税算定における基準財政需要額で補填されるということで、実質的な影響を軽減するような仕組みにもなっております。

このほか、答弁で申し上げたようなさまざまな経済活動の停滞に伴う減収ということは想定されるわけですが、こうした部分につきましても国の制度、それから経済状況の変動、こういったものも注視しながら対応を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） それでは、最後の質問は、TPP・日欧EPA・日米貿易協定について伺います。

この3協定のうち、TPPと日欧EPAは3年目、日米貿易協定は2年目に入ります。協定では毎年4月に関税率や輸入枠が切り替わることになっており、本年度は牛肉が関税削減ルールにより26%台から25.8%と。それから豚肉の関税率も引き下げとなります。さらに、TPPの政府ガード、いわゆる緊急輸入制限措置の発動基準も上がる予定になっています。小麦や乳製品の輸入枠も3協定で年間数量がそれぞれ拡大するなど市場開放が進む中、今後、米国との追加交渉が進められ、6月9日、EUから離脱した英国とのFTAが終結に向けて交渉が正式に開始されたことが伝えられました。今後も、この成り行きを注視しなければなりません。現在の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大で、本年度の新たな交渉が動くかは不透明ですが、その動向を把握した上で、関係者に対する情報の提供と本市における影響について、個別の経営体を対象とした国内対策後の経営実態調査が必要だと思っておりますが、この考え方をまず伺いいたします。

米国は、日米貿易で米国農産品の90%を超えるものが無税か優遇関税になると農業分野での成果を強調している一方で、米などが関税削減撤廃から除外されたことに全ての農産品をカバーしていないと問題視しております。一方、日本政府も追加交渉に向けて、交渉範囲の協議では関税は自動車及び自動車部品以外は想定をしていないと基本姿勢を明確に表明しております。関税交渉が始まれば、日米双方で品目の駆け引きは必至であります。農業分野が除外されるかは予断を許さない状況にあることから、最後まで当初の考え方で交渉に当たるように、北海道市長会等を通じて改めて政府に強く求めるべきだと思いますので、この見解を伺って、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。（降壇）

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、関係者に対する情報の提供と影響調査についてですが、新たな年度に入り、協定の品目ごとに関税率や輸入額が改定されており、米、小麦、牛肉、豚肉の主要4品目では、米を除き、小麦の輸入枠が拡大されるとともに、牛肉の関税と豚肉の従価税がそれぞれ引き下げられるなど変化が生じております。国は、協定による影響について、既存枠を通じた輸入の一部は置き換わるものであり、体質強化策や経営所得安定対策等により、生産量や農業所得は維持されるとの従来からの姿勢を崩していないところですが、今後も、協定による段階的な輸入枠の拡大や関税の引き下げのほか、日米貿易協定の追加交渉等も行われることから、農畜産物の国内需給や価格の推移などの動向を注視していくとともに、新たな協定の発効や枠組みが生じる場合には速やかに関係者への情報提供に努めてまいります。

また、影響調査についてですが、現時点で協定が及ぼす市内への影響を具体的に実証する調

査は困難と判断しているところではありますが、引き続き、国や道が実施する調査や情報の把握に努めるとともに、関係機関と協議を進める中で効果的な調査の実施に向けて検討してまいります。

次に、日米貿易協定の追加交渉に対する政府への要請についてですが、当初、協定では、本市の農畜産業にも多大な影響が懸念される米の関税撤廃と削減については除外されたほか、農林水産品については、TPPの範囲内に抑制するといった合意内容が示されています。しかしながら、議員御指摘のとおり、自国に有利な条件を引き出すための駆け引きにより、追加交渉において農業分野が除外されるのかは不透明であることから、北海道市長会を初め関係機関と連携を図り、引き続きさまざまな機会において本市の農畜産業の発展につながる制度の構築に向けて国・道へ求めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 影響額の調査について再度お伺いします。

今後、検討したいということですが、まずそれはそれとして、国なり道が基準を示して、国の国内対策によって実質的な影響はないと言われていています。ただ、経営体個々に見ると本当にそうなのかということの実態はやはり把握すべきだと思うのです。全戸というのは無理にしても、一定程度業種別抽出してでも、本当に国の言う影響はないということが末端までしっかり浸透しているのかどうか。この辺は今後、さまざまな国に要請する上での資料として把握することは重要だと思うので、今困難だということですがけれども、何とか工夫をして調査をすることで検討すべきだと思いますが、この点について見解を伺います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

答弁の中でも申し上げましたけれども、個々の品目ごとになかなか影響額というのは難しいなということに関しましては、答弁のとおり難しいと思っておりますが、ただ、我々ができる範囲内のことで、例えば市場価格の動向ですとか、また輸入量の推移、そういったことは公表されておりますので、そういったような状況については逐次確認をしながら情報を収集したいと考えておりますし、また、今、大西議員が言われたとおり、やはり市内の農家さんがどういふふうな影響を感じているのか、またはどういう思いになっているのか、そういったような声を吸い上げることも必要だと私どもも考えております。この部分につきましては、アンケート調査がいいのかはちょっと別にしまして、今後、関係機関と調整をしながら、市内の農家さんの意向等を把握できるような方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） それで今度、日英FTAが交渉になれば、これが決まれば4協定になると思います。先ほど質問で申し上げましたように、毎年4月に関税、それから輸入額について

切り替わるということですから、今、単年度で調査をして、こういう状態だと、現状がこういうことだということではなくて、1年置きか毎年かは別にして、継続して一つの経営体を、言葉は悪いですけども、追跡をして調査をして傾向を見るということが大事だと、そんな意味で申し上げたのですが、この点について確認をしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再々質問にお答えさせていただきます。

今、大西議員が言われるように、まだまだこれからTPPを初めとする協定に関しては向こう何十年と続いていくと思われまますので、そういう意味では、全体的な流れ、農家さんのそれぞれの経営状況、そういったところを把握する必要があると考えておりますので、これは先ほど申し上げましたが手法を協議しながらいい方法を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時32分休憩)

(午後 1時30分再開)

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 渡辺英次議員。

○10番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従い、一般質問を行います。

今回通告しましたのは、コロナウイルス感染症に関わる各種の現状と課題、また今後の取り組みについてですが、さきの谷議員、大西議員が同趣旨の質問をしておりますので、重複している部分は割愛して質問いたします。

1つ目は、各種の支援について伺います。

国が行っている支援は、先ほど来から出ております特別定額給付金や持続化給付金などの各種の給付や、その他の各種支援を実施しておりますが、その中で本市が窓口になっている住居確保給付金や、本市社会福祉協議会が窓口になっている緊急小口資金、総合支援資金などの支援策の実績はあるのか、伺います。

また、本市の状況把握のためには、国の各種施策の実施状況の確認も必要だと思いますが、窓口が本市にないものの実施数の把握はできるのか、お知らせください。

次に、本市の独自支援としての事業継続応援金事業について、直近の6月15日の実施数が128件とのことでした。この事業に関しては、積算時には208件を想定しており、この実績との乖離をどのように分析しているか、お知らせください。

2つ目は、今後の経済対策についてなのですが、重複している部分が多いので、私からは、

第2次補正予算案に関する部分は割愛させていただき、今後の各種イベント関連についての質問をさせていただきます。

今年は、本市に限らず全国規模で各種の観光やスポーツイベントが中止になり、現段階では早ければ来年にはイベント自粛も解禁されてくるだろうと予想をしているところです。そうなった際には、これまで以上に各種イベントについては全国的に加熱することが想定されますので、早い段階から収束後に向け、新たな取り組みも含め関係団体と協議を進める必要があると考えますが、本市の見解をお伺いします。

次に、学校教育についての質問です。

6月1日からようやく学校が再開されました。このような非常事態の長期休業は初であったこと、また、幾度となく休業の延長がなされたことで、学校関係者はもとより教育委員会においても非常に大変な業務であったと考えているところですが、何より一番負担が大きかったのはやはり児童・生徒であり、今後の学校教育はさらに重要なものとなることは間違いありません。

そこで、まず1点目に、新学期になり2カ月間学校が休業となり、当然ながら教育課程の遅れが懸念されます。小学校においては今年度から新たな学習指導要領が実施されることから、今後の教育課程の影響はどのようになるのか、見解をお伺いします。

予定していた内容を変更する場合も想定されるのか。また、特に新1年生を初め小学校低学年での基礎となる学習は重要だと考えているところですが、通常時に比べて学習力に影響が出ないように進められるのか、見解を伺います。

また、先般、11日の教育長の会見で明らかになりましたが、改めて運動会や学芸会、最高学年の一大行事である修学旅行、さらには夏季・冬季の長期休業のなどの取り扱いについてお知らせください。

次に懸念することは、児童・生徒の不登校です。通常時においても、長期休暇明けは児童・生徒の精神状態が不安定になりがちと言われています。本市においては、感染者が出ていないこともあり、そういった意味でのストレスは感染者が出た地域よりは救われていたであろうものの、このたびのような、いわゆる軟禁状態では、子供たちのストレス度は計り知れないものです。各学校においては、これまでででき得る限り子供たちに配慮をし、日常の子供たちの様子を察知できるように対応していただいたところですが、今後、当面の間は精神的状況を注視する必要があります。休業中の子供たちの環境は家庭によってさまざまであり、一くくりの対応では対処できるものではないと考えます。

そこで、まずは現段階で学校が再開し、子供たちの状況に変化は見られるか、また、今後、特別な事案が出た際に、現在の職員数や指導員のスタッフ数で足りるのか、不足だと思われる場合、今後、スタッフ数を増やす考えはあるのか、お知らせください。

また、不登校に関しては、未然に防ぐことが重要だとは考えますが、万が一、不登校児童・生徒が通常時よりも増えてしまった場合、適応指導教室ウィズのスタッフは現在の人数で足り

るのか。

子供たちの心の問題は多種多様であるために一概には言えることとは思いませんが、対処には迅速さとタイミングが非常に大切であると認識していますので、万が一に備えた教育体制の拡充を求めます。

4つ目は、緊急時における自主財源確保についての考え方を伺います。

谷議員からも、今年度取りやめになった事業の財源の取り扱いについての質問がありました。本市においては財源が非常に厳しい状況にあり、さきの第2回臨時会において、市長を初めとした特別職の給料の独自削減が可決されたところです。その影響額は460万円ほどになるとのことでしたが、今回のような緊急時には、早い段階で柔軟かつ透明性のある自主財源の確保が望まれると考えます。谷議員への答弁では、現段階における未執行確定事業規模は3,000万円ほどで、次の第3回定例会において減額補正を行うとのことでしたが、減額補正の取り扱いについて伺いたいと思います。

今ほど申し上げたとおり、今回のような緊急時には、柔軟かつ透明性のある自主財源の確保という観点で必要だと考えますので、そのためには、減額補正した分を例えば予備費に充てるなどの措置が必要と考えますが、その取り扱いについてどのようにお考えか、市の見解を求めます。

最後に、災害時や感染症対策は、最悪を想定しつつ対策を講じなければならないということから伺います。

今後、万が一、本市において感染者が発生した場合、またクラスターが発生した場合は、本市としての外出自粛や学校の休業について、現段階でどのように考えているのかを伺いまして、質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、各種支援や今後の経済対策及び自主財源についての考え方、本市で感染者が出た場合の市としての要請について答弁申し上げ、今年度の学校教育については教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、住居確保給付金と緊急小口資金、総合支援資金の実績についてです。

離職等により住居を失うおそれのある方などに家賃の一部支援をする住居確保給付金についての相談は1件ありましたが、収入額が多く、支給要件を満たしていなかったことから対象にはならず実績はありません。また、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業のうち、緊急小口資金と総合支援資金の資金貸し付けにおいては、3月25日以降、6月8日までの状況では、相談件数が36件、申請件数は21件、貸し付けの実績が21件とお聞きしています。

次に、申請窓口が本市にないものの把握についてです。

国が実施する持続化給付金や雇用調整助成金などの申請状況や支給実績につきましては、関係機関や関係団体等に問い合わせしましたが、お答えすることができないと回答いただい

るところです。また、北海道の休業要請に協力し、かつ感染リスクを低減する取り組みを行った場合に支払われる休業協力感染リスク低減支援金や経営持続化臨時特別支援金については、申請した事業所を情報提供していただけると聞いておりますが、今の段階で本市の事業所についての情報提供はない状況です。

次に、事業継続応援金事業についてです。

申請件数に対する割合は現段階でおおよそ6割程度であり、その理由につきましては、自粛要請に伴い、売上げが伸びている事業所や売上げが交付基準である対前年同月対比で30%未満であったり、同じ業種であっても業態によって全ての事業者が今般のコロナウイルス感染症の影響を受けていない場合もあると考えています。

次に、各種観光やスポーツイベントなど、関係団体との協議についてです。

本年度における天塩川源流まつりやハーフマラソン大会など夏のイベントがコロナウイルス感染症の影響により中止となり、また、秋以降のイベントの開催についても、通常どおり開催されるのか不透明な状況になります。次年度以降のイベント開催のあり方や内容など、観光協会など各種団体や実行委員会において、早い段階から検討、協議を進めてまいります。

次に、緊急時の対応と財源の確保において予備費などを活用してはどうかといった御提言についてです。

予算執行に当たっては、予算に過不足が生じた場合、補正予算で対応するのが通常ですが、議会を招集する時間的余裕がない場合には、専決処分による補正予算の対応と予備費の充用が考えられます。予備費は、予算編成時に予測できない予算外の支出や予算超過の支出に充てるため、使途を特定しない目的外の予算であり、災害や現在のコロナ禍などにおいても予見のできなかった緊急性のある支出についても機動的に対応することができ、その充用については、長の判断での実施が可能です。そのため、充用する事業の内容や規模が問題になりますが、この点については明文の規定はありません。

そこで、本市においては、予算に過不足が生ずる場合、原則として専決処分を含めた補正予算による対応を考えていますが、今後、災害や感染症対応策などにおける緊急を要する応急的な不足額や、初動対策といった比較的軽微な対応策について柔軟に速やかに対応していくためにも、今後の予備費の充用を想定し、予備費の追加補正を検討してまいりたいと考えます。

次に、本市において感染者が発生した場合の市としての外出自粛の要請などについての考え方については、基本的には感染者の数や感染経路などに基つき、保健所などの意見を踏まえ、総合的に判断することになるものと考えます。

また、学校の臨時休業に関しては、本年5月22日に文部科学省から示された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにより、直ちに地域一律の臨時休業を行うのではなく、疫学的な評価も含め、地域ごとにきめ細やかに対応することとされているところです。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、学校教育関係についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、これまでにない学校の長期休業を余儀なくされた中、予定した教育課程に影響が及ぶことは避けられない状況になっています。学校の再開に当たって、北海道教育長からは、学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒が身につけることができるよう、年間指導計画の見直しや指導方法を一層工夫、改善し、文部科学省が示した学びの保障のための教育課程を編成するなど適切に対応するようにとの通知があったところでもあり、本市においても指導計画の見直しを進めているところです。特に新1年生を含む低学年は、基礎となる学習を行い、学習習慣を身につける第一歩の時期であり、より丁寧に、分かる喜びや楽しさを実感できるよう指導を進めていかなければなりません。あわせて、中学校3年生など、最終学年の児童・生徒に対しては、必要な学びの機会を保障するとともに、進路指導にも一層の配慮が必要と考えています。

また、1学期に予定していた運動会、体育祭や修学旅行などの学校行事については2学期以降に延期しているところであり、内容を再検討し、最終的には、各学校において実施の有無も含めて決定することになっています。教育委員会としては、これらの行事が子供たちにとって極めて重要な体験となることから、可能な限り工夫を凝らして実施してもらうよう各学校に要請しています。

授業時数を回復するには、夏休みなどの長期休養期間を短縮するほか、土曜日に授業を行うことや授業時間を5分短縮した上で7時間授業を行う方法もありますが、本市では、長期休業期間の短縮により対応することとしました。検討の結果、合計12日分の授業日を確保するため、全小・中学校、夏休みは7日間、冬休みは5日間を基本に短縮するものとします。なお、時間数については、各学校で異なる場合があるほか、冬休みの日数については増減があり得るものと考えています。また、東高校については、当面、夏休みを5日間短縮することにしています。

次に、児童・生徒の心のケアについてです。

学校が再開してから、この感染症による不安などを原因、理由として児童や生徒が欠席している状況はありませんが、少なからずストレスや不安を抱えている子供も多くいると考えています。また、以前から日常的にケアや支援、配慮を要する児童・生徒の中には、一層の対応が必要になっているケースもあるなどの中、引き続き、子供たちの様子に十分に配慮していくことを全学校で確認しているところです。また、学校では、指導計画を変更しながらの授業に加え、学校の新しい生活様式を踏まえた児童・生徒の指導や健康観察、施設の消毒作業など、教職員の業務が増加している状況にあることから、各校の状況を把握した上で、国や道の新たな支援策に基づく増員も検討していく考えです。

なお、今年度の適応指導教室ウィズ登録児童・生徒数は5名であり、万一、不登校となってしまう児童・生徒が生じても、少人数であれば現体制で受け入れが可能と考えています。

社会全体が不安に包まれている現状にあって、子供たちの心のケアはとても重要な課題です。

子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができ、生き生きと成長できるよう、引き続き、対応と体制の充実・強化に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○10番（渡辺英次君） 2点、再質問させていただきます。

まず1点目なのですが、先ほどお話をさせていただいた未執行事業に関する減額補正の件で、谷議員への答弁によりますと、副市長からの答弁では、第3回定例会で減額補正の予定をしているというお話がありました。そこで1点確認したいんですが、最後の質問でも申し上げさせていただいたんですけども、万が一、感染者が出た場合となると、やはりこれまでの士別市の状況と変わることも想定されると思うんです。そういった意味では、私個人の思いとしては、できるだけ早期に自由に使える財源としてつくるべきなんじゃないかと思っていまして、昨日もちよっといろいろ調べたところ、同じようなイベントも含めた未執行事業に関して、6月議会で減額補正している自治体も出ているようです。そういった意味では、場合によっては第3回定例会にとらわれないで、早い段階で、例えば臨時会を組むなどして、必要に応じてはそういったことも可能なのか、それをお答えいただきたいと思います。

それと、2点目についてなんですが、学校の関係です。今、答弁でもいただきましたが、先日の地方紙にも出ておりましたが、夏季休暇、冬季休暇に関しては、一律12日間の休みということで、日程も確認させていただきました。ただ、1点気になっているのが、その他のいわゆる学校行事です。当然、学校行事に関しても学校長の権限ということである、やらないは決めるというのは承知しているんですが、ただ、本市におきましては、比較的小さいまちの規模で考えると、学校によってやる、やらないという差が万が一出た場合、やはりこれは望ましいことではないと思うので、協議する中で、ある程度は歩み寄っていただきたいというのが1点と、あと、2学期に延期というお話もありましたが、決定するのは大体いつ頃を想定されているのか、この2点お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再質問、最初の予備費の関係については私から答弁させていただきます。

減額補正の関係については、この後の事業の関係等々もございますので、谷議員にお答えしたとおり、第3回定例会というのが今のところの予定であります。ただ、今、国の第2次補正の関係で、万が一出たときにも対応できるといったような体制も取っておりますけれども、それでもなお、現段階で想定できないといったような事態も、今、渡辺議員御心配のように出てくる可能性もございますので、この点につきましては、今定例会の中で、ある程度の予備費を予算として御相談させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 私から、学校関係についてお答えいたします。

先ほど申しあげましたように、夏休み、冬休み、この短縮についても、各学校で実は状況がかなり、時数の考え方や当初計画で大分違いがあります。というのも、やはり地域によってと
いいですか、学校によって、地域との関わりの中で行事を組んでいるだとかといった状況もあり、あるいはそれぞれの考え方の違いもあるんですが、そこを平均的に見て、全体で12日間確保しようということにいたしました。

その中でいうと、行事についても同様に、やはりお話のとおりあまり違いがないようにということで、まず、私から、校長会を通じてお願いをしたのは、最大限、通常やっている学校祭、学芸会、あるいは運動会、体育大会、こういったもので話をしているんですけども、現実的には、やはり学芸会等々については、練習自体が密になってしまうという、さらに発表の機会もなかなか設定が難しいという側面もあります。一方で、歌を歌うですとか、ああいった活動も今制限がされている状況もありますので、そこら辺については工夫をして。いずれにしても、一つには、最終的にお願いをしたのは、どちらかは必ずやってほしい。例えば運動会のほうがやりやすいということであれば、秋、寒くなる前という日程を組まなければならないんですけども、ただ、その中に、若干学芸会に出すような要素を入れられないだろうかとか、そういった工夫もしてほしいとお願いをしましたし、ある中学校では、体育大会を平日の授業の時間の中で組み込んで、学校祭はコンパクトな形にして、その学校のメインである合唱などについては違う形で、例えば密にならない文化センターなどを利用しながらやるなどという工夫をしていくということもあります。それから、先ほど言いましたように、地域と密着してといいですか、連動して運動会等々をやっている地域においては、これは地域と一緒にまた日程を組み直してやるという予定で、既に具体的に8月末の週末、このあたりから動き出す予定のところもあるということで、保護者の皆さんや地域の皆さんにもそれぞれ御理解をいただく部分もありますので、時期については、おおむね1カ月から、できれば1カ月半程度前に時期を決めてお知らせをしていきたいと。少なくとも1カ月前にはその日程をお知らせしていくような形でこれまで話をしてきたところです。

できるだけ体験的な学び、それから行事、これについてはやはり自分自身もそうでしたけれども、非常に大人になっても残るような記憶があったりだとか、大事にしていきたい思いもあります。それは学校も同じで考えてますので、その中で最大限工夫していくということで取り組んでいくことになっています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 5番 喜多武彦議員。

○5番（喜多武彦君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答にて簡潔に質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、地域担当職員及び地区担当保健師についてお伺いしたいと思います。

地域担当職員は、市民と行政の距離を縮めるパイプ役として、より早く、より親切的な事務処理や、市民ニーズに応じていく制度としてスタートして、大いなる期待をされている制度であ

ると認識をしております。年頭の広報紙や、自治会単位に配付される広報紙には、担当職員を紹介される記事を確認することができます。行政懇談会などには、担当としてそれぞれが出席をされているようでありますが、現状を見ると、それぞれの地区における活動はなかなか目に見えていない状況であり、どのような活動をしているのか、市民と行政の距離を縮めるという親切で優しいまちの優しい市民サービスの向上という方向、方針などの考え方が変わってきたのか、また、地域担当職員ということが職員に重荷になっているのか、市民にとっての接点としての役割、市民ニーズに的確に応じられているのか、疑問であります。

改めて、地域担当職員のその役割と使命について、総合的な考えを教えてくださいたいと思います。

制度が導入されて相当の期間がたちますが、今までの活動成果や市民の要望などはあったのか、具体的に現況と今までの成果について、さらには、今後の活動や地域担当として市民の要望やニーズにどう応えていくのかななどを教えてくださいたいと思います。

新庁舎になり、ワンフロアサービス、市民サービスがなされ、職員の気持ちも新たに職を担う責任も持たれたことと思います。限られた財源、人材での職務に期待をすることであります。

次に、地区担当保健師の制度について伺います。

本市が標榜する健康長寿日本一、具体的に目的を定めて活動をする意義のある制度であると、こちらは大いなる期待をすることであります。そのために、保健師の増員を初め健康相談体制を拡充して、それぞれ地区を担当して市民の健康と福祉の充実を図るために活動しておられることに感謝をしているところでありますが、その活動内容及び市民の健康管理、また健康情報などをどのように集約しているのか。過日ではありますが、メディアには本年度早めの活動が伝えられておりました。いま一度教えてくださいたいと思います。

現状での市民健康情報はどの程度把握しているのか、個人情報観点からも難しいことかもしれませんが、どのくらい把握ができているのか、さらには健康維持や治療などにどのようにつなげているのかを教えてくださいたい。

市民の健康を守るという役割を果たすためには、市民の理解や健康意識の向上を図っていくことが重要でありますので、今後の考え方や方針があれば教えてくださいたいと思います。

以上です。 (降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

私から地域担当職員制度について答弁申し上げ、地区担当保健師制度については健康福祉部長から答弁申し上げます。

地域担当職員制度は、市民が主役のガラス張り市政を目指す私のマニフェストに基づき、市民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を深めつつ、課題の解決やまちづくりをともに進めることを目的に、平成22年4月からスタートしました。定例的な活動としては、家庭ごみ有

料化やハザードマップなど時勢課題の情報提供や、まちづくりに対する市民意見をお聞きする地域政策懇談会を開催しているほか、高齢者実態調査では、緊急連絡先の確認や命のバトンの配付を行っており、訪問時に寄せられた質問や要望については所管部署に速やかに取り次いでいます。

また、地域要望への対応としては、所管部署との連絡調整や現地調査へ同行するなど、地域と行政のパイプ役として活動を展開しています。

そのほか、臨時的な活動としては、平成27年には空き家実態調査を実施し、調査結果をもとに空き家・空き地バンクの開設につなげたほか、平成29年には総合計画の地区別計画の策定に向け、地域担当職員が主体となって地区ごとのワークショップを運営し、それぞれの地区が目指す将来の目標や課題について議論を重ねました。地域と一体となって活動した例としては、閉校に伴う地域の思い出づくりイベントに地域担当職員が参加し、協力したことなどもありました。このように、地域担当職員が地域に出向くことで、地域課題や市民ニーズを理解、把握するとともに、各種行政情報の提供機会となっていることに加え、活動を通して寄せられた困り事の解決など、市民と行政との距離を縮め、信頼関係の向上や地域に根差した行政の推進、活動を通しての職員の人材育成にもつながっているものと考えています。

一方、自分が居住する自治会以外を担当することや、人事異動などにより担当地域が変わる場合もあり、地域によっては地域担当職員とのつながりが深まりにくく、それらのことが活動が見えにくいとの御指摘につながる一因とも考えますが、10年を経過したこの制度が市民と行政とのパイプ役としてより一層充実したものとなるよう、地域との連携促進と積極的な情報発信に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、地区担当保健師についてお答えします。

市民が生涯を通じて健康で安心して生活できる健康長寿日本一のまちづくりを目指し、平成27年4月から保険部門に配置する保健師を増員し、令和2年度現在は15人の保健師のうち13人が地区担当保健師として自治会単位で地区を担当し、保健活動を行っています。

地区担当保健師の主な活動内容は、担当地区に居住する妊産婦、新生児、乳幼児への家庭訪問、電話相談を含めた相談対応、定期予防接種の受診勧奨のほか、成人期の方に対しては、特定健診、がん検診等各種健康診断の受診勧奨を行い、結果に応じて生活習慣病の発症予防、重症化予防を目的とした保健指導を行っています。市民の健康情報は、平成25年度に導入した健康管理システムに、市が行う各種健康診断や予防接種の情報、保健指導の結果のほか、成人病健診センターで行う企業健診の結果など、御本人の同意のもと、随時登録しており、昨年末で市民全人口の約8割、約1万4,500人の方のデータを集積し、健診歴や予防接種歴を確認しながら、各地区の受診勧奨や健康相談を行っています。

また、国民健康保険の担当保健師と連携し、健診・医療・介護情報が入った国保データベー

スを活用し、市における健康課題などを分析し、市の広報紙や健康教室等で周知をしています。

市民の健康維持や治療などにつなげる実際の取り組み内容といたしましては、これまでの健診結果から、生活習慣改善に取り組んでいただきたい方に、地区担当保健師や管理栄養士が直接お話を伺いながら支援を行っています。具体的には、健康資料を活用しながら、御本人自らの具体的な行動を御説明し、実践していただきます。数カ月取り組んでいただいた後に、体の変化や取り組み内容をともに振り返り、必要があれば取り組み内容を修正するなどの支援を繰り返し行い、健康の維持・向上につなげています。

また、治療が必要な方には、受診の必要性について、御本人の納得が得られるよう説明を行います。中には治療を拒む方もおり、粘り強く関わり、治療につながるよう働きかけを行っています。また、治療中であっても生活改善が必要な方については、御本人の同意のもと、主治医と連携しながら継続的に関わりを持ち、重症化の予防を図っています。

次に、市民の健康を守る役割を果たすための今後の考え方や方針についてですが、行政における保健師、管理栄養士は、地域住民の健康を守る専門職として、市民にとって相談しやすく身近な存在であることが何より重要と考えています。そのため、今後も地域の実態を見て、地域をさまざまな取り組みにつないで、そして、地域を動かしていくという3つの地区担当保健師としての大きな役割を基本に、地域のお一人お一人としっかり向き合い、健康意識の向上を図りながら市民の健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○5番（喜多武彦君） 1つ再質問させていただきたいことがあるんですけども、市民のどのくらいの健康状況等の把握ということで、8割を把握ということで伺いました。残り2割はというところになるんですけども、恐らく、企業保険の加入の方については非常に情報交換が難しいのではないかなと正直思っているところがあるんですけども、そこをクリア、あるいはそことの連携をしっかりしていけば、より一層健康状況の把握というのはできると思うんですけども、何かその辺の考え方というのはあるのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

今お話がありましたように、企業の部分、これは職員の健康増進にやはりしっかり理解をいただきながらこういった取り組みというのは進めていかなければならないということで、今年度も、今こういった時期でございますので、いろいろ活動自粛ということになっておりますけれども、事業所のほうにも地区担当保健師が出向きまして、事業所の方に御理解いただくような働きかけも計画してございますので、そういった意味では、事業所も国保健診だけではなくて、そういった取り組みも鋭意進めていきたいと、このように考えています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○5番（喜多武彦君）（登壇） 続いての質問に入りたいと思います。

危機管理と新型コロナウイルス感染症の対応について伺いたいと思います。

今般の一般質問でも、多くの議員が質疑を通告しております。重複するところもありますが、質問させていただきたいと思います。

世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症、本市においては、現時点において、感染者が出ていない状況であります。危機管理の意味からも、その対応に万全を期するため、緊急かつ重要な問題であるので、幾つか質問をさせていただきます。

まず、市民に感染者が出た場合、先ほど要請については答弁がありました。処置、対策について伺いたいと思います。感染が疑われる、または感染した場合には、最初に行わなければならないことは何なのか。まず、どこに行ってどのような処理をしてもらわなければならないのか、具体的に詳細を教えてください。

もし、感染を確認され、隔離や病院などに収容された場合は、家族やそのほかに感染者がいるのかいないのか、また、経路などをたどっていくなど、個人に相当の負担もかかると思われるが、どのような調査が行われるのか、教えてください。

また、家族構成なども多岐にわたると思われますが、残された子供の場合や、あるいは高齢者の場合、その他いろいろな場合が想定されるが、どのように扱われるのかを教えてください。

現在、本市においては、感染についての対応、指定している場所、病院などとの連携や対策がしっかりと取られているのか、具体的に市民に公開しておく必要があると思われるが、どうでしょうか。周知や広報をしっかりと取っていただきたいと思いますので、考えを伺いたいと思います。

また、現在、感染された方への差別や医療従事者への嫌がらせの問題が大きく取り上げられているが、その点においても十分に配慮しながら、人権侵害が起こらないように、最前線で働いておられる方々への敬意を日頃から市民にも啓発をしていかなければならないと思いますが、本市の考えや対応について伺いたいと思います。

命に関わることに対する心ない言葉で傷つく家族もおり、大変悲しい思いもしました。収束するまでに長期化するとの予想が出ているが、休業者や失職者、また企業への打撃は相当大きなものがあると言われていますが、本市での状況をどのように把握しているのか、また、短期的に国や道などで支援対策が行われているが、本市の現状での対策と今後の対策を中長期にわたり市民に示すことで市民の安心につながると思います。

国は、令和2年度、文部科学省第2次補正予算を示しました。これは全校に対して一律100万円から500万円ということで感染症対策への対応補助となっておりますが、物の購入より心のケアなどには使えないのかなど、本市においては子育て日本一を標榜しているわけですが、具体的な子供たちを取り囲む環境への支援や対策について教えてください。

ウイルスも姿、形を変えながら生き残りをかけ、また、近代医学細菌研究でも日々進歩を遂

げながら、治療薬、ワクチンの完成と、一日も早い一般投与がかなうことを願ってやみません。

最後に、危惧すべきことは、対応を所管する部署、病院であり、保健福祉センター、経済部と主たる部署は本庁舎にはなく、ワンストップサービスの向上へはいささか不安な点もあります。全庁一丸となって市民サービスに努めていただくことをお願いしながら、質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、市民に感染者が出た場合の処置、対策についてです。

市民が新型コロナウイルス感染症の感染を心配する場合は、保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターに相談することが基本となります。その結果、感染の疑いがあると判断されると、診療体制の整った医療機関に設置されている帰国者・接触者外来へ紹介され、PCR検査用の検体を採取し、採取した検体を道立衛生研究所などの検査機関で検査をし、感染の有無を確認することになっております。また、これとは別に、通常の診療において、医師が感染症の感染を疑うケースもあります。こうした場合は保健所に報告し、PCR検査を依頼することになります。なお、これらの場合、PCR検査は全額公費負担となっております。

検査の結果、陽性となった場合は、士別市民については、感染症指定医療機関である名寄市立総合病院での入院治療を受けることとなります。診察の際、基本的に自家用車をお持ちの方は車で移動していただきますが、移動手段のない方は、帰国者・接触者相談センターに相談していただいたときに対応を検討することとなっております。

感染が確認された場合における濃厚接触者等の調査については、基本的には感染された方の過去の行動履歴についての聞き取り調査と聞いておりますけれども、濃厚接触者と判断された方には、基本的には全員にPCR検査が実施され、感染の有無が診断されます。その後は、2週間の外出をできるだけ控えていただくということになりますけれども、生活のための買物等、他の支援が受けられない場合については外出は可能となっており、その際には人の少ない時間帯にマスクをして行うよう要請がされております。

濃厚接触者であり、結果が陰性と判断された方は、その後2週間もこのような自粛生活をしていただくこととなりますが、その間、体調の変化等がないか、保健所が随時確認を行うことになっております。

また、感染者の家族で子供や介護が必要な方が残された場合、保健所との相談になりますが、基本的には親族で見られる方を探し、自宅で見ってもらうことを優先しますが、いない場合には、児童相談所や病院などとの相談で対応を検討することとなっております。

病院の調整や連携も保健所が中心となって行っており、現在、名寄市立総合病院には感染者の対応ができる病床が4床用意されておりますが、クラスターなどが発生し、病床が不足となった場合は、保健所から指示される感染症指定医療機関か、状況によっては他の病院での入院治療を行うこととなっております。

これら医療体制などの周知については、患者動向により変動する場合も想定されるほか、帰国者・接触者外来についても、医療崩壊や医療従事者への誹謗中傷を防ぐため、北海道が公表していない内容もあるわけでありますが、受診までの流れ、さらには感染者や濃厚接触者への対応などについて、できるだけ市民に理解していただけるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、感染された方への差別や医療従事者への嫌がらせの問題についてですが、感染症は未知のウイルスであり、感染経路が不明の方も多くおられ、まさに誰もが感染のリスクがある病気と言って過言ではありません。その病気の恐怖と闘いながら、生命を守るために医療に従事されている皆様には、議員おっしゃられたとおり、心から敬意を表する次第であります。しかしながら、残念なことに医療従事者やその家族などが嫌がらせや差別的な扱いを受けるという報道も目にします。こうしたことは決して看過できるものではなく、市といたしましても、このようなことが起きることがないように市民への啓発に努めるとともに、士別市民が丸となって感染拡大を防止するため、新北海道スタイルの実践を呼びかけてまいります。

次に、長期化が予想される中での本市の具体的な対策についてです。

いまだ収束が見えない状況において、企業や事業者への影響は大きなものであると認識しております。緊急事態措置に伴う休業要請や感染拡大防止による外出の自粛など、影響の大きいと考えられる飲食業、食品製造業、食品販売業、宿泊業、公共交通事業者に対して事業継続応援金事業を実施いたしました。業種によっては十分な支援とは言えない状況であるものの、回復期への移行を見据え、雇用を維持するための雇用調整助成金の活用により緊急事態を回避するなど、企業努力により雇用を継続してお聞きしております。また、大西議員にもお答えしたところでありますけれども、ハローワークにおいては、コロナ関連で失業、解雇、雇い止めについては確認できなかったと聞いているところであります。今後においても、関係機関などと情報を共有し、状況の把握に努めてまいります。

次に、文部科学省第2次補正予算に係る支援や対策についてです。

令和2年度文部科学省第2次補正予算では、学校の段階的な再開に伴い、児童・生徒の学びの保障に必要な強化策について支援を行うものとなっております。

まず、大きな1つ目には、学習保障に必要な人的体制の強化として、小・中学校の最終学年の少人数編成に対応するために必要な教員の加配のほか、学習指導員やスクールサポートスタッフの追加配置などの人的支援が示されております。

次に、大きな2つ目としましては、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援として、お話にもございましたけれども、学校規模や感染状況等に応じて1校当たり100万円から300万円程度を上限に感染症対策や学習保障への物的支援が示されております。

また、幼稚園に対する支援といたしましては、感染症対策の強化を図るためのマスクや消毒液等の配付や、感染防止用の備品購入への支援として1施設当たり50万円を上限とした支援策が示されております。

これら各事業の具体的な枠組みはいまだ示されておりませんが、本市の状況と政府の内容を見極めながら、活用について検討してまいります。

また、ワンストップサービスというお話がございました。今、新庁舎に移転して、しばらくの間、経済部は別の場所で事務を執るという状況でもございますし、保健師の詰める事務所も離れているということでもありますけれども、基本的には毎日この対策については打ち合わせをしておりますので、市民の方には決して御不便、御不安を与えることのないよう、また、市においでの際にはワンストップサービスとなるということをしつかりと肝に銘じながら、この対応に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時27分散会）